

◎開発行為に対する意見書(上下水道課)

お問い合わせ先 上下水道部上下水道課 TEL0774-95-1912

※本意見書に記載の事項について、代理人は依頼者(申請者)並びに建築等施工に係る者に遺漏なく伝達するとともに、物件を第三者に引き渡す場合においては維持管理を伴う事項について必ず引き継ぐ様、申請者に伝達すること。(代理人を設けない場合は、申請者が実施すること)
排水設備並びに給水引込管を含む給水装置は個人の資産であり、修繕や清掃は所有者で行わなければならない事を説明すること。

※申請地における上下水道の供給状況(上水道供給区域や下水道供用区域等、前面道路や当該土地への供給管の有無等)を確認し、状況に応じて必要な手続きを行うこと。

なお下水道未供用地区における供用手続きには相応の時間を要するため、上下水道課と十分調整を行うこと。

※本意見書の他、参考に建築確認に対する意見書を添付するので、その趣旨に沿った計画とすること。

※別途協議を行う際は、給排水設備に関する詳細な図面を作成すること。

下水道関連 (文中の「排水管」は「雨水管」、「污水管」の双方を指す)

- ・本町における污水処理は分流式であるため、誤接続なきよう計画・設計にあたること。
- ・開発申請の許可後、速やかに下水道法16条による計画の申請を行うこと。
- ・公共污水柵設置箇所については後の点検・管理が容易となるよう管理空間を適切に設ける計画とすること。
また樹根の侵入が無いよう付近への植樹は行わない計画とすること。
污水柵付近を駐車場とする場合は防護蓋を採用する等、後の維持管理に負担が掛からないよう計画を行うこと。
- ・申請物件が薬品を使う業種を予定している場合は、別途協議を行うこと。
また申請物件において営利目的の活動を行う予定を想定している場合も、別途協議を行うこと。
- ・排水管の勾配として使用する管口径が
 - 1)内径100mm以上150mm未満の場合 2.0%以上
 - 2)内径150mm以上200mm未満の場合 1.5%以上 を確保できるよう計画することなお内径200mm以上の場合は、別途協議すること。
- ・雨水柵の設置にあたっては、管の流出入高さに10mmの段差が必要である為、計画に盛り込むこと。
- ・排水管の埋設深さについて、公共污水柵との接続箇所は土被り300mm以上、排水管の最上流部においては200mm以上が確保できるよう計画すること。

裏面、水道関連へ

上水道関連(上水道の供給を受けようとする場合)

- ・開発行為の許可後、速やかに給水申込書を提出すること。

なお、給水申込申請にあたっては、本町条例「精華町開発区域内配水管布設工事の施工に関する要綱」を事前に十分確認のうえで手続きを行うこと。

- ・当該開発地までの配水管布設工事が必要な場合は、上記の給水申込受理後に町長が請求する、水道事業分担金納付を根拠として、前述の当該工事詳細設計事務に入るため相応の期間を要することについて留意すること。

- ・精華町水道事業分担金条例施工規則第2条 事前協議の給水計画等の給水条件により、配水管等の地区外整備に要する工事工期、事業費の負担については、十分に協議を行うこと。

なお、工事工期については、相応の期間を要するため、十分な猶予をもって協議すること。

- ・配水管布設工事に係る図面作成にあたり、配管は耐震管及び耐震継手により設計すること。

そのほか設計における詳細は、上下水道課と協議のうえで決定すること。

- ・開発工事に係る配水管布設工事の施工は、町の設計審査、材料検査を受け許可を得た後に施工すること。

- ・開発工事に係る配水管布設工事の施工は、精華町に本店・支店を置く、土木工事業及び管工事に係る特定建設業又は一般建設業資格及び水道施設工事業の資格を有する精華町指定給水装置工事業業者に施工させること。

- ・給水の規模(配水管、量水器の口径等)が開発の計画に合致するか判断できる資料を作成し、上下水道課と協議を行うこと。

以上